

## 第 27 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 3 年 5 月 7 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 11 分
  2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
  3. 出席委員 **【農業委員】** (13 人)  
1 番 小谷健児、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、5 番 濱口佳史、  
6 番 山中讓、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、  
10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、  
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市  
**【推進委員】** (6 人)  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、5 番 小橋誠一、  
6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一  
  
(事務局：事務局長 川村 雅志、書記 藤本 英)
  4. 欠席委員 **【農業委員】** (1 人) 2 番 野坂賢思  
**【推進委員】** (1 人) 4 番 宮川建作
  5. 議事日程
    - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
    - (2) 各議案の審議  
議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請 (県知事許可) について (3 件)  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (2 件)  
議案第 3 号 非農地証明について (6 件)  
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について
    - (3) その他の討議・報告事項について  
・農業委員視察研修について
- 議 長 時間も来ましたし、予定の人員もそろいましたので、これより 5 月の定例会を  
始めたいと思います。
- ゴールデンウィークも終わって、何かと気ぜわしいときでございました。また、  
わせの植えもやっと済んだような状況でございますが、何かと忙しい中、お集まり  
をいただきましてありがとうございます。
- また、今年度より事務局の方が代わりまして、前回休みの方もおられましたが、  
藤本君が今度の農業委員会の事務局の担当ということになりましたので、また何  
かとよろしくお願いをしたいと思います。

それでは早速始めたいと思いますが、今日の欠席が、急きょ〇〇委員と、それから〇〇委員が休みということでございますが、会の方は成立をしております。

また、議事録の署名人ですが、〇〇委員と〇〇委員にお願いをしたいと思います。それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

早速、議事に入りたいと思います。

それでは議案に入ります。

議案第1号、農地法第4条許可申請について3件出ております。

事務局の方より、説明をお願いします。

事務局　それでは、お手元の資料の1ページをご覧ください。議案第1号、農地法第4条の許可申請から説明させていただきます。まず、番号1番、申請人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町小黒ノ川字地主、地目・田、29平米。同じく、小黒ノ川字地主、田、143平米。同じく、小黒ノ川字地主、田、229平米。同じく、字地主、田、95平米。申請理由としまして、公共工事により立ち退きとなり、自宅を新築するためとなっております。3ページからご覧ください。まず航空写真ですけども、場所が小黒ノ川地区のカーブになっている国道沿いの所です。少し上の方にJAの堆肥施設があります。この申請地付近ですが、時々、交通事故が起こる場所ということで、国交省が国道の改良工事を行うようです。それで、ここの現場のカーブになっている所をショートカットするような形で国道が継ぎ替わるようです。それに伴う立ち退きの工事になるそうです。次の4ページ、ゼンリンの地図も同じようにこちらの場所を指しています。5ページが、拡大の航空写真です。次、6ページが公図です。続きまして7ページなんですけど、これが土地利用計画としましては、駐車スペース、それから庭の部分がコンクリート舗装です。それ以外は碎石を敷設する予定です。そして8ページの排水の計画ですけども、生活排水は浄化槽を経由後、国道の側溝へ排水します。雨水は、碎石部分は自然浸透させ、コンクリート部分は国道の側溝へ放流させるようになっています。8ページなんですけど、これがその国道改良の図面になるんですけども、うっすらと水色で色を付けている所、これが国土の改良に伴い側溝を新設する予定のようなので、ここへ排水をするように計画しているようです。9ページが現況写真となっております。資金計画としましては、〇〇〇〇となっております。隣接地については、同意済みです。農地区分については、その他の農地、第2種農地となっております。事務局からは以上です。

議長　今、事務局の方より説明がありましたが、この件につきまして担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員 補足をいたします。現況のこの9ページの写真では国道の高さより約1m低くなっておりますけれども、これを国道より高くして、この水路が道路の裏側につくような。8ページの図面にあるように、このように水路をつけてもらうような交渉を国交省と行っていたと思います。

先ほどから事務局が申しているとおおり、公共事業にかかわる国交省の工事でございますので、周りに迷惑を掛けるようなことにはならないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 今、〇〇委員の方からも公共工事の立ち退きによる移転ということでございます。皆さんの方で何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。  
ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

それでは、第4条許可申請の1番につきまして承認をされます方は挙手をお願いします。挙手全員でございます。1番につきましては承認をされました。続きまして、4条許可申請の2番につきまして事務局の方より説明をお願いします。

事務局 説明いたします。番号2番、申請人、〇〇〇〇さんです。申請地、黒潮町市野瀬字福泉寺中、地目・畑、113平米のうちの32平米です。申請理由としまして、山間部にある墓地への墓参りが困難となってきたため、自宅付近へ墓地を設置したいためとのことです。10ページをご覧ください。航空写真ですけども、場所は市野瀬の集落にありまして、片坂の第三トンネルに入る手前になります。国道から右手にずっと下りて進んでいった所です。次、4ページがゼンリンの地図になります。ご自宅のすぐ隣に設置するということになります。12ページが拡大の航空写真となっています。続きまして、13ページが公図となっています。14ページが墓地の利用計画なんですけども、敷地内に墓およびコンクリート舗装の接道を設置しています。排水計画につきましては、敷地内、ここの墓地の部分以外はそのままだ畑で残しますので自然浸透させるとのことです。

15ページが現況写真となっております。この写真の向こう側に見えるのがご自宅となっております。資金計画としまして、〇〇〇〇となります。同意につきましては、隣接農地が全て申請人の管理、納税者となっている農地のため、同意が不要となっております。農地区分は、その他の農地、第2種農地となっています。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員 事務局が言うたとおりのやけど、一軒家みたいな所なので双方に家はあるけど隣は100m以上離れてるから、別に問題はないと思う。

議 長 担当委員さんの方からも、別に問題はないということでございますが。この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

〇〇委員 この墓地を検分するとき、住宅部分からどれぐらい離れておかなければいけないとか、そういう規定はないものですか？所によっては、岡山県の方へ行ったら庭の切り起こしでべったり墓地があちこち、田んぼの中に家があって墓地がすぐもう家の屋敷と一緒になってる所が、場所によってはあるがです。

議 長 そこらあたり、保健所との関係が来ると思うけど。何mという規定はあるがやろうか。

〇〇委員 墓地の形が変わって納骨堂になっちゅうやろ。昔は何か、自分ら昔聞いたときには100mぐらい離れておかないといかんという話は聞いたことがある。

議 長 ここは一軒家みたいなとこだが、ご本人が、周辺にどう話してるか。

〇〇委員 保健所を通じて納骨堂でも造るときには、そこから100m以内の許可は必要という事はまだありますね。

議 長 その周辺の同意ということよね。

〇〇委員 納骨堂の100m以内の同意、そういう規定はあるようです。

〇〇委員 一応、許可は取ってると言っていた。

議 長 許可は一応その周辺にはもらっているということでございます。ほかに何か。  
(質疑等なし)

ないようでしたら、この4条申請の2番につきまして承認を受けたいと思います。承認をされます方、挙手をお願いします。挙手全員でございます。

4条許可申請の2番につきましても承認をされました。

続きまして、4条許可申請3番、事務局の方よりお願いします。

事務局　それでは4条許可申請ナンバー3、申請人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町拳ノ川字下屋敷、畑57平米。同じく、字下屋敷、畑219平米。同じく、字下屋敷、畑103平米。申請理由としましては、自宅を新築するためということです。16ページをご覧ください。航空写真になりますが、左下の方に見えるのが総合保険センター、拳ノ川診療所ですね。そこからずっと北に行った所になります。町道沿いです。次の17ページ、ゼンリン地図です。18ページが拡大の航空写真になります。19ページが公図となっております。20ページが、土地利用計画なんですけど、この中で遊戯スペースを芝生として、それ以外はコンクリート舗装をするとのことなんです。次の21ページですが、生活排水は浄化槽を経由後、町道の側溝へ排水をする予定です。雨水は、芝生部分は自然浸透させ、コンクリート部分は町道の側溝へ放流させる予定です。

次の22ページが現況写真となります。資金計画としまして、〇〇〇〇となっております。隣接地については、全て同意済みです。農地区分につきましては、その他の農地、第2種農地となっております。事務局からは以上です。

議長　今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員　18ページの写真ですが、これは平成22年の航空写真ですので、下にハウスもありますけれど、このハウスも現在ありません。草の手入れなんかはほしくないようなんですけれども、畑で残っております。それで、22ページの現況写真を見るとお分かりいただけるように、現状は畑ではありません。埋め立てて砂利を敷いた状態。そして、ここへ建設会社の事務所が建っています。その間、駐車場としても使用していたようですので、現況としては畑の状態ではないです。

それで、もう10何年も前のことなんですけれども、その〇〇〇〇が農業委員をしているときにそこに家を建てたいということで、その当時に農地の変更手続きを行っていた経過もあるようです。それで、昨日事務局とも話をしたんですけれども、これはもう現況としては農地ではないと。

議長　今、〇〇委員からも詳しい説明がありましたが、現況も農地ではないということでございますが。この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。ないですかね。

(質疑等なし)

特になければ、承認を受けたいと思います。それでは、第4条許可申請3番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。挙手全員です。3番につきましても承認をされました。続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請につきま

して2件出ておりますが、事務局の方より1番より説明をお願いします。

事務局　それでは、第5条許可申請のナンバー1、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。申請地、小黒ノ川字地主、田495平米。申請理由としまして、公共工事により立ち退きとなり、自宅を新築するためということです。23ページをご覧ください。こちら、先ほど4条許可申請のありました公共工事による立ち退きの件と同じ場所にかかる件です。こちらの申請者も同じく立ち退きになって、それで先ほどの4条許可申請を提出された方、その方がお持ちの土地へこの方が新しく家を建築したいと、そういう届け出になっています。次の24ページのゼンリンの地図です。続きまして、25ページの拡大図なんですけども、こちらの赤枠で囲んでいる所のすぐ上の部分、これが先ほど4条許可申請が出ていた土地となります。26ページが公図となっています。次の27ページですが、土地の利用計画としまして、ほぼ全てコンクリート舗装をする予定のようです。排水計画は、まず、生活排水は浄化槽を経由後、国道の側溝へ排水します。雨水は、コンクリート舗装部分に勾配をつけ、同じく国道の側溝へ放流させる予定です。先ほどもお話ししたその国道改良に伴って側溝が新設されますので、そちらへ全て雨水は処理する予定です。29ページが現況写真となっています。資金計画としましては、〇〇〇〇となっています。

同意につきましては、全て隣接地に同意済みです。農地区分につきましては、その他の農地、第2種農地となっています。事務局からは以上です。

議長　今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員　先ほどの〇〇〇〇さんと同じ隣の人で、その土地を買って埋め立てたいということで。それから、〇〇〇〇さんと同じように国道よりは高く上げて埋め立てて、排水はやはり〇〇〇〇さんと同じ方向に流すと。そういうような計画のようです。こちら辺り、本当に隣近所にも問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長　今、〇〇委員より詳しい説明がありましたが、この件につきまして何か質疑・質問等ある方は挙手願います。これはかなり面積的にも宅地としては広いけど、この残った土地は元々の地主のものとして残すのですか？

〇〇委員　申請地以外は残す。これを全部家建てたら大事になる。

議 長 そうやけど、この右側の部分が狭く残るから。

〇〇委員 ここは、裏から進入する箇所がある。それで、ここの田んぼは残すらしい。

議 長 なるほど、分かりました。何かないですかね。  
(質疑等なし)

ないようでしたら、5条許可申請の1番につきまして承認を受けたいと思います。承認をされます方は挙手をお願いします。挙手全員です。5条許可申請の1番につきましては承認をされました。

続きまして、5条許可申請の2番、説明をお願いします。

事務局 5条許可申請のナンバー2、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。申請地、浮鞭字カロヲト坂、畑 231 平米。理由としまして、隣接地で設備工事業を営んでいるが、取材を保管する場所がなく、資材置き場として利用するためということです。30 ページをご覧ください。航空写真となりますが、申請地が旧の保育所のすぐ山側の方になります。今現在ちょっと現場を確認したら、宅地の中にぼっかり芝生で該当地が残ったままになっています。次のページ、ゼンリン地図となっています。続いて 32 ページ、拡大図面です。同じく、33 ページが公図となっています。34 ページ、土地利用計画ですが、資材置き場を整備して、事業に要する製品その他の設備資材を置くスペースを設ける。土地の造成は行わないということです。雨水につきましては、自然浸透させるほか、生活排水等の汚水は発生しないとのこと。次、35 ページが現況写真となっています。資金計画としまして、〇〇〇〇となっています。隣接地につきましては、農地に隣接していないので該当がありません。農地区分としましては、その他の農地、第2種農地となっています。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員 35 ページを見てもらったら分かりますが、ここは昔、〇〇〇〇いう映画館がありました。それを取り壊した後に宅地として残っていたので、ここの〇〇〇〇の方ですが、その人が畑に名義変更して、それでまたここにその隣の〇〇〇〇さんが資材などを置くところを造りたいということでもありますので、別段隣にも迷惑を掛けないと思います。ご検討よろしくをお願いします。

議 長 今、〇〇委員の方からも説明がありましたが、この件につきまして何か質疑・

質問等ある方は挙手をお願いします。これは鞭の上の地区？下？

(会場から「下」との声)

資材置き場にしたいということやけど、これは建築関係か何か？

(会場から「〇〇〇〇さん」との声)

はい、分かりました。何か、質疑・質問ありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、5条許可申請の2番につきまして承認を受けたいと思います。それでは承認されます方、挙手願います。挙手全員です。5条許可申請の2番につきましても承認をされました。

続きまして、議案第3号、非農地証明願について6件出ておりますが、御坊畑がまとめて出ておりますし、尾崎委員が関係しているようでございますので、審議の間、退席をお願いします。それでは、非農地証明願の1から4が同じ所のようにございますのでもう一括で審議したいと思いますので、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 説明させていただきます。まず1番、願出人、〇〇〇〇さん。届出地、黒潮町御坊畑字小ゴエ、田1,986平米。同じく、黒潮町御坊畑字小ゴエ、田1,986平米。同じく、御坊畑字トリノス、田892平米。2番、〇〇〇〇さん。願出地、御坊畑字トリノス、田777平米。同じく、字トリノス、田231平米。3番、届出人、〇〇〇〇さん。届出地、御坊畑字トリノス、田994平米。4番、届出人、〇〇〇〇さん。届出地、御坊畑字トリノス、田148平米。これらの申請理由が、平成24年ごろから耕作せず原野となり、現在に至るということです。36ページをご覧ください。航空写真になりますが、馬荷温泉の冷泉の汲み上げ場のすぐ手前の所になります。全部で6筆、かなり広い面積となっています。次の37ページが、ゼンリンの地図です。38ページが拡大図面になります。これが少し前の航空写真なのでまだ草が生えてないんですが、今はかなり草木も生い茂って、雑草なども多くなっています。39ページから43ページが公図となっております。44ページが現況写真となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あれば。

〇〇委員 このトリノスの地区ですが、38ページの図を見てもらったら分かるけど、トリノスの大カーブというかこのカーブの所から150mくらい上、この右下へちょっと川が見えておりますが、その川に沿ってこの今申請している田んぼへ水路が掛かっています。その水路が全部土の側溝です。それから、これからトリノスのカーブ



から上 150mの所ですが、ちょっと雨が降ったら川と同じ高さくらいのもので、この土の側溝の中へ流れ込んで、もう何ともならんような状態になっております。それで、もうどうしても作れないということで非農地の証明をお願いに上がっているんです。以上です。

議 長 今、〇〇委員からも説明がありました。何かこの件につきまして質疑・質問等ある方、挙手願います。現状ではなかなか田としては作れないということでございますが、何か質疑ありませんかね。

〇〇委員 まとまった面積だけど、何か使用目的があるのか。

〇〇委員 土の側溝だから流れたりして、雨が降ったら川と同じ高さだから埋もれてしまう。それから、イノシシが通ったりして崩れた所もあったりする。

議 長 今のところ改修という計画というものは無いのですか？もうそのままということですね。

〇〇委員 以前、この場所のちょっと手前に非農地証明を出している。ここの 38 ページの地図に写っているこの谷と思うけど、下の方へ向かってのびている。ここが非農地証明が出ていて、〇〇〇〇が工事していると思う。それで、今回こんな広い所が出たときに、道路よりもだいぶ低い。そしたら、これへまた工事が入って、土をたくさん入れて川の方へこうやって流れたりという心配はないのでしょうか。

議 長 土を入れたり、そういうことなんですか？

〇〇委員 新しい施設というのはね、加持川のところにあった産廃処理場、あの辺りが不可になりましたよね。反対があったりして。さっき〇〇委員が言ったように、ちょっとこの下の所にできたんですよ、産廃処理場みたいな所が。それは木材だけの処理場で、量もある程度決まっているから県がそれは許可して、地元が反対したけど県が許可したからそこに産廃処理場ができました。今はまだ稼働してないけど、今は造っている段階で。そこと同じ方がここの土地を買っていると思うので、残土場になる予定だと聞いております。

〇〇委員 そうなった場合に、土がどんどん下流へ流れて、せつかく田ノ口小学校の前の土などは、きれいに浚渫したのに、またすぐ土砂が溜まったような状態になるのではと心配するんですけどね。

〇〇委員 それは埋め立てた所で土が流れるような状況にはしないでしょう、事業者の方も。

議 長 自分達はなかなかそこまでは見通せないから、この非農地にするかしないかの問題であるので、その後の工事については県などが指導をして川に流れんような状況にしてもらわないと困るけど、自分たちはここを非農地にするかどうかの審議をしないといけない。

〇〇委員 見た目では非農地の状況になってます。

議 長 何かほかに意見・質疑ありませんかね。  
(質疑等なし)

ないようでしたら、この非農地証明願 1 番から 4 番までについて承認をされます方、挙手をお願いします。挙手多数です。非農地証明願の 1 番から 4 番までは承認をされました。それでは、非農地証明願の 5 番につきまして、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 届出人、〇〇〇〇さん。届出地、馬荷字弓場屋式、畑 439 平米。届出理由として、50 年以上前に納屋を建築し、その後宅地となり現在に至るということです。45 ページをご覧ください。こちら航空写真ですが、場所は中馬荷集落センターから山の方に真っすぐ入っていった所になります。次はゼンリンの地図です。続きまして、47 ページが拡大図になります。こちら、該当の申請地が全てもう建物が建っている土地となっています。48 ページが公図です。49 ページが現況写真となっています。こちら農用地区域外となっており、利用権の設定もありません。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より非農地証明願 5 番につきまして説明を受けましたが、担当委員さんから説明があればお願いします。

〇〇委員 この間、〇〇委員と見に行きまして、今は家が建っています。それで、〇〇〇〇さんはこの 49 ページの写真の右上におったそうです、最初は。下に、現在の所にお父さん達がおって、そこを壊して畑を広げて、この今現在の家が建っている。平成元年に建てたそうです。

議 長 これは建て替えてるけど、もともとはお父さんとか親の代に家を建てていたと

こやね。実質は、もう農地でなくて宅地よね。

〇〇委員 そうですね。

議 長 今、〇〇委員からも説明がありました。何かこの件につきまして質疑・質問等ある方、挙手を願います。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。この非農地証明願の5番につきまして承認をされます方は、挙手をお願いします。挙手多数です。非農地証明願の5番につきましては承認をされました。続きまして、非農地証明願6番、お願いします。

事務局 6番、届出人、〇〇〇〇さん。届出地、田野浦字スルバチ、畑893平米。届出理由としまして、20年以上前から耕作されておらず、雑草・雑木が繁茂する状態となっているということです。50ページをご覧ください。航空写真ですけども、現場が南部保育所のすぐそばになります。かなり草が生い茂っている状態となっています。次のページが、ゼンリンの地図です。続きまして、52ページが拡大図となっています。53ページが公図となっています。続いて54ページ、現況写真となっています。こちらが同じく農用地区域の区域外となっており、利用権の設定もありません。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員は私でございます。この間現場にも行きまして、本人が〇〇〇〇在住ということで会えませんので、隣の〇〇〇〇さんに話を聞きました。現場は南部保育園の入り口の所の、現在駐車場の一部になってる所から田野浦側に3筆ありますがその真ん中でございまして、ほとんどもう現場はやぶで境界も分かりませんでした。ですが、もう農地としてはなかなか復元はできんということで、この写真の通りの状態です。もう木と竹です。人もなかなか入れない状態になっており、非農地としてもう認めてよいのではないかと、判断します。以上です。

何かこの件につきまして質疑を受けたいと思います。何か質疑・質問等ある方、挙手願います。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。この非農地証明願の6番につきまして承認を受けたいと思います。承認をされます方は、挙手願います。挙手全員です。非農地証明願の6番につきましても承認をされました。続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積

計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 本日お配りしました別冊資料をご確認をお願いします。  
こちらの利用権の設定に関する件について、今から説明させていただきます。  
まず、整理ナンバー3-5（大方3-5）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。  
設定期間、令和3年5月10日から令和10年5月9日まで。  
設定を利用する土地、入野字新明7334、現況・田、面積583平米。  
作物、キュウリ。  
10a当たりの借り賃が〇〇〇〇となっています。  
続きまして、整理ナンバー3-6（大方3-6）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、先ほどと同じく〇〇〇〇さん。  
設定期間も、先ほどと同様となっています。  
利用権を設定する土地、入野字新明、現況・田、面積1,226平米。  
作物、キュウリ。  
10a当たりの借り賃、〇〇〇〇となっております。  
設定については、新規の方となっています。  
事務局からは以上です。

議長 今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

〇〇委員 この3-6の方ですけどね、貸付人の〇〇〇〇さん、私の勘違いかもしれんけど、亡くなったと思うのだが。息子さんは、この地番、〇〇〇〇に住んでいる。こういう場合に、亡くなった名義人をここへ出すのかなど。

議長 多分、まだ名義変更してないのでしょうね。本当は息子さんにならないといけないとういことですかね。

事務局 名義は間違いなく〇〇〇〇さんだったんですが、この貸付人としては果たしてその〇〇〇〇さんで大丈夫かというところ、確認しておきます。

議長 多分、その息子さんも作る意思がないので耕作できる人に作ってもらえれば、ということで押印したんだと思うけど。そういったあたり、また農業会議などに聞き合わせて、どのように処理したらいいか。土地の名義でいいのか、相続人になるのか、また事務局の方に確かめてもらいます。

事務局 確認しておきます。

議長 何か、この利用権設定につきましてほかに質問はありますか。

(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思います。この農用地利用計画の件につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

挙手多数です。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定については承認をされました。

議案の方が終わりましたので、いったん記録を止めたいと思います。

(午後3時11分終了)